

介護予防・日常生活支援総合事業

第一号通所事業契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 九十九会
主たる事務所の所在地	〒899-2202 日置市東市来町長里360-1
代表者（職名・氏名）	理事長 久保 哲
設立年月日	平成6年8月5日
電話番号	099-274-3770

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンター秋光園	
サービスの種類	介護予防通所介護相当サービス	
事業所の所在地	〒899-2202 日置市東市来町長里360-1	
電話番号	099-274-3770	
指定年月日・事業所番号	平成12年2月24日指定	鹿児島県 4672900083号
実施単位・利用定員	1単位	定員35人
通常の実業の実施地域	日置市及びいちき串木野市の区域	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4．提供するサービスの内容

第一号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5．営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、土日・年末年始（12月31日から1月2日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時15分から午後3時10分まで ----- 延長時間は、午後3時10分から午後4時30分まで。

6．事業所の職員体制

従業者の職種		勤務の形態・人数
生活相談員		常勤 1名以上
看護職員		常勤 1名以上
介護職員	利用者35名まで	非常勤 5名以上
	利用者30名まで	非常勤 4名以上
	利用者25名まで	非常勤 3名以上
機能訓練指導員		非常勤 1名以上

7．サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 前田 実範
管理責任者の氏名	管理者 前田 実範

8．利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は、2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

- (1) 第一号訪問事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本利用料、加算、減算の合計の額となります。

【基準：サービスA-1】

対象者	サービス種別	基本利用料 (1回あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1	月4回以下の通所型サービス	4,360円	436円	872円	1,308円
事業対象者 要支援2	月1回～8回までの通所型サービス	4,470円	447円	894円	1,341円
事業対象者 要支援1	週1回程度の食事・入浴などの基本的な通所型サービス 特別な事情による場合	17,980円 (1月あたり)	1,798円	3,596円	5,394円
事業対象者 要支援2	週2回程度の食事・入浴などの基本的な通所型サービス 特別な事情による場合	36,210円 (1月あたり)	3,621円	7,242円	10,863円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額
サービス提供体制強化加算	指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上である事	事業対象1(月1～4回まで) : ひと月につき24単位 事業対象2(月5～8回まで) : ひと月につき48単位 事業対象1(週1回程度) : ひと月につき24単位 事業対象2(週2回程度) : ひと月につき48単位
介護職員等処遇改善加算()	介護職員の処遇改善に関して一定の改善基準を超えた場合に算定	ひと月の利用実績に対し「所定単位数」に9.0%を乗じた単位数で加算を請求致します。

(注) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注) 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせたご契約者の負担額を変更致します。

(注) ご家族等が送迎を行った場合、片道-47単位の減算となります。

(2) その他の費用

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超えて延長サービスを利用した場合でも、現在追加料金は発生しません。
食費	食事の提供を受けた場合、1回につき500円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。 ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂く事が出来ます。その際の実費を頂く場合もございます。 サービス提供についての記録をいつでも閲覧出来ますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担頂きます。(1枚につき10円)

(3) 支払い方法

上記(1)、(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、10日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の20日頃(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 鹿兒島信用金庫 湯之元支店 普通預金 7268286 社会福祉法人 九十九会 理事長 久保 哲
現金払い	サービスを利用した月の翌月の初回利用日に請求書を配布。 次利用時に現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、日置市地域包括支援センター等及び日置市へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 099-274-3770 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	日置市介護保険課	電話番号 099-272-0505
	日置市地域包括支援センター	電話番号 099-248-9423
	鹿兒島県国民健康保険団体連合会	電話番号 099-213-5122

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに日置市地域包括支援センター等又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	日置市東市来町長里 360-1		
	事業者(法人)名	社会福祉法人	九十九会	
	代表者職・氏名	理事長	久保 哲	印
	説明者職・氏名	デイサービスセンター秋光園		
		生活相談員	前田 実範	印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

署名代行者(又は法定代理人)

住所 _____

氏名 _____ 印

本人との続柄()

立会人

住所 _____

氏名 _____ 印

附則

この重要事項説明書は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この重要事項説明書は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この重要事項説明書は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この重要事項説明書は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

この重要事項説明書は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この重要事項説明書は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

この重要事項説明書は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この重要事項説明書は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この重要事項説明書は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。